

只木ゼミ秋学期第2問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

1. 弁護レジュメ 1 頁 25 行目に「信義則及び預金債権の存在から告知義務を求めることはできず」とあるが、それはなぜか。
2. 弁護レジュメ 1 頁 27 行目に「口座名義人である預金者の支配力が銀行の事実上の占有に優越する」とあるが、いかなる場合にも優越するのか。また、その根拠はなにか。
3. 弁護レジュメ 1 頁目 34 行目に預金債権の成立をもって占有まで肯定しているが、なぜか。

以上